

平成26年第1回
笠置町議会定例会会議録
(第1号)

平成26年3月11日

京都府相楽郡笠置町議会

平成26年第1回（定例会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	平成26年3月11日 火曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成26年3月11日 9時30分			議長	西岡良祐	
	散 会	平成26年3月11日 13時40分			議長	西岡良祐	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	田中良三	○	5	瀧口一弥	○	
	2	向出 健	○	6	石田春子	○	
	3	大倉 博	○	7	杉岡義信	○	
	4	西村典夫	○	8	西岡良祐	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 6名 欠席 0名
	町 長	松本 勇	○	建設産業 課 長	川西隆次	○	
	総務財政 課 長	田中義信	○	同和対策 室 長	増田好宏	○	
	企画観光 課 長	山本和宏	○	住民課長	東 達広	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	藤田利則	○	主 査	穂森美枝	○	
会 議 録 署名議員	4 番	西 村 典 夫		5 番	瀧 口 一 弥		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

平成26年第1回笠置町議会会議録

平成26年3月11日～平成26年3月25日 会期15日間

議 事 日 程 (第1号)

平成26年3月11日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 承認第1号 笠置町後期高齢者医療に関する条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件
- 第5 承認第2号 笠置町介護保険条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件
- 第6 承認第3号 平成25年度笠置町一般会計補正予算(第4号)に伴う専決処分の承認を求める件
- 第7 議案第1号 笠置町組織条例一部改正の件
- 第8 議案第2号 笠置町老人手当支給条例一部改正の件
- 第9 議案第3号 笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件
- 第10 議案第4号 笠置町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例一部改正の件
- 第11 議案第5号 平成25年度笠置町一般会計補正予算(第5号)の件
- 第12 議案第6号 平成25年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件
- 第13 議案第7号 平成25年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件
- 第14 議案第8号 平成25年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件

開 会 午前9時30分

議長（西岡良祐君） 皆さん、おはようございます。

冒頭に申し上げます。

東日本大震災発生から3年が経過いたしました。多くの方々が犠牲となられ、まだ多くの方が行方不明になっておられます。その方々に対しまして追悼の意をささげたいと思います。黙禱をささげます。皆さん御起立をお願いします。

黙禱。

（黙 禱）

議長（西岡良祐君） お直りください。

御着席ください。

議長（西岡良祐君） ことしは、例年になく積雪で厳しい寒さでありましたが、春の装いにはまだ肌寒い日もありますが、一雨ごとに暖かくなってまいりました。

本日、ここに平成26年3月第1回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきましてありがとうございます。

本定例会に提案されます案件について慎重な御審議をいただくとともに、議会運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまから平成26年3月第1回笠置町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議長（西岡良祐君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、4番議員、西村典夫君及び5番議員、瀧口一弥君を指名します。

議長（西岡良祐君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月25日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 異議なしと認めます。会期は本日から3月25日までの15日間に決定

いたしました。

議長（西岡良祐君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議会報告を行います。

去る1月16日、京都市におきまして市町村トップセミナーが開催されまして、正副議長が出席いたしました。

1月31日、京都市におきまして府議会・市町村議会正副議長研修会が開催されまして、正副議長が出席いたしました。

地方分権の進展に伴って、地方議会においても執行機関に対する監視機能の充実とあわせ、調査機能や政策立案機能の強化を図ることが求められていることから、地方分権改革、行財政等の共通する行政課題や分権時代における地方議会のあり方等に関し、府議会と市町村議会が共通の理解を深める研修会でありました。前半は、地方財政運営について知事の講演を受けまして、後半は、府議会、市町村議会の意見交換会を行いました。

2月21日、自治会館におきまして町村議会議長会定期総会が開催されまして出席いたしました。

2月には、一部事務組合の議会定例会が開会されまして、それぞれの選出議員が出席をいたしております。これに伴いまして、議会会議規則第129条の規定により議員派遣を行いました。

最後に、議会運営上、不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査いたしまして善処いたしたいと思っております。以上で議会報告といたします。

次に、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成26年3月定例会を開催申し上げましたところ、全員の議員の皆さんの御出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。また、議員各位におかれましては、御壮健にて御活躍をいただいております。心から敬意を表したいと存じます。

3月に入りましたが、本年は寒さが非常に厳しい状態が続いております。しかし、梅の開花が満開であり、少し春が近づいたかなといった感じがいたすところでございます。

それから、先ほど黙禱を皆さん方でささげたわけですが、きょうは3月11日、3年前の東日本大震災から3年が経過をいたしました。報道では、復興のおくれ、また原発事故の処理のおくれが指摘されているところでございますが、早い復興をお祈りしたいと思

います。

また、国内の経済面におきましては、4月からの消費増税を控え、駆け込み需要で景気が上向きにあるようでございますが、このままの状態では好景気となりますことを強く願うものであります。

平成25年12月議会以降の諸般の報告でございますが、1つ目には、平成25年末から平成26年、新年の挨拶回りで、京都府庁、振興局等意見をお伺いいたしますと、景気回復の進む中で工事発注が進み、状況がスムーズにいかないなど、その取り組み、準備を着実に進めるよう助言を受けてまいりました。当町も防災面で福祉の向上を目指して着実に準備を進めているところでございます。

2つ目には、一部事務組合の議会が開催されました。2月17日、広域事務組合、2月18日、中部消防組合議会、同日、加茂笠置組合議会、2月20日、山城病院組合議会、3月6日、相楽東部広域連合議会がそれぞれ開催されまして、専門分野で議論が交わされたところでございます。特に、相楽東部広域連合議会では、相楽東部広域連合第2次広域計画、テールアルメ擁壁及び周辺土地に伴う損害賠償事件の本年3月28日の判決について、そしてその後の取り組みについて、3つ目には、5年後の東部じんかいごみ処理施設の問題について、4つ目には、教育行政、特に笠置小学校のバス通学等について、質疑が交わされたところでございます。

それから、予算の編成であります。財政状況、非常に厳しい状況下でございますが、住民サービスの向上、防災面、福祉の向上を目指して、平成26年度予算を当議会に提案させていただきます。

予算の概要は、平成26年度の予算の総額は18億9,377万8,000円、対前年度4,023万6,000円、2.1%の減となっております。特別会計を除く一般会計では13億550万円、対前年度5,360万円、3.9%の減となっております。

26年度予算の特色は、防災面で地域防災計画策定事業800万円、小型動力ポンプ購入事業179万3,000円、町営住宅長寿命化計画事業200万円、交通安全対策設計委託費1,800万円の計上となっております。それ以外では、笠置町お宝活用活性化事業250万円、橋梁長寿命化予防保全事業費3,500万円の計上となっております。

以上でございますが、今議会の提案させていただきます案件は、承認案件3件、議事案件13件でございます。よろしく御審議を賜り、原案御可決賜りますようお願い申し上げます、諸般の報告といたします。

議長（西岡良祐君） これで諸般の報告を終わります。

議長（西岡良祐君） 日程第4、承認第1号、笠置町後期高齢者医療に関する条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件及び日程第5、承認第2号、笠置町介護保険条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件の2件を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 承認第1号、笠置町後期高齢者医療に関する条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件並びに承認第2号、笠置町介護保険条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件につきまして、同様の提案理由でございますので、一括して御説明申し上げます。

今回の条例一部改正は、地方税法の一部を改正する（法律平成25年法律第3号）が公布されたことに伴い、延滞金等の利率の見直しが行われたことにより、関係各法の一部改正を検討した結果、納付者の皆様の負担を軽減する観点から、地方自治法第179条の規定により専決処分をし、平成25年12月25日付にて制定した次第でございます。

施行日は平成26年1月1日でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。住民課長。

住民課長（東 達広君） おはようございます。

それでは、承認第1号、笠置町後期高齢者医療に関する条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件、承認第2号、笠置町介護保険条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件につきまして御説明申し上げます。

先ほど町長の提案理由にもございましたように、本年度施行されました地方税法の一部を改正する法律の趣旨に照らしまして、現在の低金利の状況を踏まえて納付者の皆様の負担を軽減する観点から、今回、地方税の見直しに合わせて笠置町後期高齢者医療保険料並びに介護保険料の延滞金に適用することを決定したものでございます。

説明につきましては、お手元に配付の説明資料に基づきまして御説明申し上げます。

説明資料の中の左側でございますが、延滞金、本則14.6%というふうな表現がございます。これは、あくまで地方税法の改正の説明資料でございますが、国税と地方税に適用されている税率でございます。この部分が、提案いたしました後期高齢者医療保険料では、改正案にもございますように14.6、介護保険料につきましては、10.95というような現行法の利率になってございます。これを今回、国税と地方税の延滞金の利率に合わせて、

矢印の右側に統一しようというものでございます。

簡単に御説明申し上げますと、地方税法では14.6、これは後期高齢者医療の14.6と同様でございますが、これが9.3になると。中身の説明は、若干専門用語であれなんですけれども、貸出約定平均利率に1%を足したものに7.3%を加えると。これが現行の低金利の状況でいえば9.3%になると。これが納付日の翌日を起算日とする1カ月以降に適用されるものでございます。

それから、1カ月以内につきましては、早期納付を勧奨する意味から、国税と地方税については4.3%が現在適用されています。これが、この利率を適用いたしますと今回の改正によりまして3%になるというふうな内容でございます。

そういうことでございますので、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑についても一括質疑で行います。

質疑はありませんか。3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

先ほど、地方税法の改正が平成25年に法律第3号であったという、これはいつあったんですか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 25年3月に決定されて、25年4月1日に施行されました。この延滞金については、26年1月1日に施行されたものでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

それでは、この承認事項というのが、結局、私、これを見て26年1月1日から施行となっていますね。だから、本来なら9月議会か遅くても12月議会に議案として提案するべきものだと思うんですけども、なぜおくれたんですか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。ただいまの御質問でございます。

後期高齢者医療保険料、介護保険料は、いずれも公課でございます。公租と公課の違いにつきましては、公租につきましては税のほうの適用でございます。地方税については国税の改正がそのまま適用されるわけございまして、公課のほうにつきましては、そこに市町村の判断というものが加わるわけでございます。

ただ、判断する時期は、確かに地方税の改正は去年の6月に町税のほうに適用されていますので、そのとき以降に議会に提案をするのが順当なところではございましたが、その他の町村の動向等を勘案といいますか、推移を見てみました中と、それから保険料にする検討が遅くなった事情が確かにあったのはございます。そういう説明で御了解いただければ幸いです。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

町長、そしたらこの承認事項というのは、今町長から説明あったように、地方自治法の第179条とおっしゃいましたよね。規定があります。これはどういったことか当然に町長は御存じだと思うんですけれども、どういったことですか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。

専決承認案件につきましては、議会にかけるいとまがないときというふうなことが一番の大前提になってございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

今課長がおっしゃったように、地方自治法179条は、議会が成立しないときとか、議会があえて何もしない、いわゆる放ったらかしたときには、長が専決処分ができるんですよ。先ほどから言っていますように、本来なら遅くともやっぱり12月議会に議案提出としてすべきものなんです。12月19日までであったわけですよ、12月議会は。それ以後、12月25日付でこれを条例案として、それで1月1日に施行となってあるわけですね。そういうことですね、町長。どうぞ。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 専決処分の意味についてということで、やはり専決処分というのは、できるだけしないほうが私はベターだろうとは思いますが、事務的な処理、あるいは関係法令等出た場合の各自治体の処理について、その時間がないときには専決処分で、後日、議会に承認をいただくということになるかとも思います。

今回の事務処理については、先ほど課長からの説明にもありましたとおり、事務処理のおくれも一つの原因かとも思いますが、やはり各関係の自治体の動向を見ながらということをお積りいたしております。そういったことも含めて、今回の専決処分になったということであ

ります。御理解をいただきながら、今後は、やはり事務処理をスムーズに進めるべく担当者のほうにも十分に注意をしてみたいと思います。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 今町長おっしゃったように十分長の専決処分というのはわかっておられると思うんですけども、先ほど町長の説明にもあったように、12月25日付で1月1日から施行というのは、12月19日に議会が終わっているわけです。だから、それまでに何でできなかったかというのが、それは事務のおくれということはありませんけれども、本当は承認事項は、これは地方自治法を見ても、やっぱりそういうことは求めているんですよ。だから、早急にこういうようなことは議案提案として今後出してください。以上です。

議長（西岡良祐君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

議案の順に討論、採決を行います。

まず、承認第1号、笠置町後期高齢者医療に関する条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。承認第1号、笠置町後期高齢者医療に関する条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、承認第1号、笠置町後期高齢者医療に関する条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は承認することに決定されました。

次に、承認第2号、笠置町介護保険条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。承認第2号、笠置町介護保険条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、承認第2号、笠置町介護保険条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は承認することに決定いたしました。

議長（西岡良祐君） 日程第6、承認第3号、平成25年度笠置町一般会計補正予算（第4号）に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 承認第3号、平成25年度笠置町一般会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、京都府知事選挙が4月6日に執行され、平成25年度分の概算交付金の通知により、地方自治法第179条の規定により、専決処分をしたものであります。

なお、補正額として99万2,000円とし、歳入歳出予算額をそれぞれ13億8,239万6,000円とするものでございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） おはようございます。

それでは、承認第3号、平成25年度笠置町一般会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、4月6日の京都府知事選挙に伴います平成25年度分の予算を平成26年2月20日付で専決処分したものでございます。

それでは、歳入のほうから御説明申し上げます。

7ページをお願いします。

7ページで、歳入14款府支出金、3項委託金、1目総務費委託金としまして京都府知事選挙委託金96万9,000円の計上をしております。18款繰越金の1目繰越金につきまして2万3,000円を計上いたしまして、予算額が99万2,000円となるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

次の8ページをお願いします。

報酬としまして、期日前の投票管理者及び立会人の3月分の部分としまして14万

9,000円、また3節の職員手当、時間外手当ということで26万9,000円、賃金は10万8,000円、旅費5,000円、需用費につきましては25万6,000円、役務費は5万円、委託料としましてポスターの掲示板の作成及び設置委託で15万円、使用料及び賃借料としましてパソコンのリース料を5,000円計上しております。よろしくお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありますか。4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

委託料についてちょっとお聞きをします。予算15万円、それはお変わりないと思うんですけども、その内容が今までとちょっと違っているように感じます。今までとは違って、製作という文言が入っておるわけですけども、委託内容は変わったのかどうかをお聞きします。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま4番議員の西村議員から質問をいただきました委託料の関係でございますけれども、内容等につきましては一緒です。ポスターの掲示板作成という部分でありますけれども、これは、従来、今までもそうですけれども、リサイクルの板等を利用して、それぞれの業者から見積もりをいただく。及び設置につきましては、場所は従来と同じ場所でございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

この委託につきましては、京都府が広域的に委託をされるものなんですか。お聞きします。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問では、業者の選定という部分かなと思うんですけども、これは各市町村の選挙管理委員会に任されておりますので、それぞれの選挙管理委員会のほうから業者のほうに見積もり依頼をさせていただいて、その最低価格の業者と契約をしております。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

今の答弁をお聞きしますと、笠置の選挙管理委員会で管轄されると、そういうことをお聞きしました。この委託を受けるには、広告物の掲示、そういう資格が要るようにお聞きしました。この資格を取るのに、そんなにもハードルは高くないような、私は調べた結果そう思

います。できれば、私は以前のように笠置の業者がしていただくような流をつくっていただきたい。こういうことにかかわられる業者の方に、こういう資格を取っていただければ、こういう委託をできると。そのような流れを私はとっていただければなと思うんですけども、その辺はどうですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問で、町内の方の事業者の部分で、それぞれがそれに合うというんですか、また免許というんですか、そういうものをおのずと取っていただいて、その部分をうちの指名参加のほうに申請していただけたらとするなら、当然その業者も一つの指名業者には該当すると思います。以上です。

議長（西岡良祐君） ほかにないですか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。承認第3号、平成25年度笠置町一般会計補正予算（第4号）に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、承認第3号、平成25年度笠置町一般会計補正予算（第4号）に伴う専決処分の承認を求める件は承認することに決定いたしました。

議長（西岡良祐君） 日程第7、議案第1号、笠置町組織条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第1号、笠置町組織条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、多様化している社会保障の充実を図るとともに、住民ニーズに対応していく必要性から、4課1室を6課に再編するものであります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） それでは、議案第1号、笠置町組織条例一部改正につきまして

御説明申し上げます。

まず、一番最後のページの新旧対照表をごらんください。

笠置町組織条例の第1条の部分で、現行は4課1室でございます。それを改正後（案）としまして、住民課を税住民課、新たに保健福祉課、それと同和対策室を人権啓発課にするもので、先ほど町長が申し上げましたとおり6課にするものでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑につきましては、全ての議案に対し同一議題について3回までですので、申し添えます。質疑はありませんか。2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

今回の組織の改定で職員の数というのはどうなるのでしょうか、答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま向出議員から質問をいただきました職員数でございますけれども、現行の職員数より改正部分にかかわる部分では1名が増となります。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

今回、同対室から人権啓発課へと仕組みを変えられます。これは、同対室という名称がどこも使われておられないので、笠置町も変える。こういうことだけではなく、さらに人権、人権啓発の施策をより進め、充実していこうという思いも込められていると私は考えます。そういう思いをお聞きしたい。

それと、今まで総務課、住民課で管轄をされていた人権擁護や、また今まで、いじめ、またはDV、またはパワハラなど、あらゆる人権にかかわることを総括されるのか、あわせてお聞きをします。

議長（西岡良祐君） 同和対策室長。

同和対策室長（増田好宏君） 大変難しいあれなんですけれども、まず1点目は、本来、平成14年の段階で、同和対策に係ります特別措置法、地対財特法、その辺が法律が執行したと。本来それぐらいに、京都府だけでなく全国的に同和対策という名前が減ってきた。なくなっただけじゃなしに減ってきたんです。笠置町におきましては、そのときにはまだ同和対策という名前をそのまま残しておりました。2回目に大きく減ったのが、皆さん御存じの平成22年の地方分権の推進に伴います大合併、これによりまして組織改革とともに同和対策という名前が極端に減ってきたということです。京都府下では、同和という名前がつくのは笠置町と、井手町は同和・人権推進課という名前は残っております。

まず、今回、人権啓発課へ名称変更するというのは、笠置町の組織が改革されるということで、同時に今まで機会を逸しておりました部分もございまして、今回名称を変更すると。中身につきましては、基本的には平成14年の段階から、同和対策の対象地域だけではございませんで、周辺地域、町内全部含めまして人権問題に取り組んでまいりました、業務としましては。その中の1点で、人権擁護委員さんの関係につきましては、従来住民課のほうでやっていただきました。行政相談については総務課でやっておりました。これは、今までの経過はわかりませんが、私は、これはこれでよかったんじゃないかと。役場のほうで同和対策室があったときには、同和対策はうちでやっていましたけれども、それ以外の人権相談等は人権擁護の関係も含めまして役場のほうでもやっておりました。同和対策課が14年からいろんな人権全般に絡んできたときに、組織の管理職が1人減ったということもありまして、私が笠置会館のほうに異動したときに同和対策室自体本庁になりました。人権の窓口がなくなるということも困るので、その当時、総務課及び住民課のほうで同じように人権全般の窓口をつくっていただいております。だからそれが人権擁護委員さんの関係とかということと同じだと私は考えております。

だから、この名称が変更して人権政策といいますか、啓発の関係が全てうちへ来るんだということにすれば、逆に、今、役場のほうで人権相談とか広く窓口を開いている相談事業等は、役場のほうでは受けられないことになります。養護委員さんの関係もうちが全部持ってしまった場合ね。だから、今のまま中身としては窓口をふやすんだと。同和問題だけをうちがするんじゃないしに、全般受けていますよということをおわかっていただくために、人権啓発課にするべきだという考え方で進んでおります。

だから、同和対策室という名称だけでいけば、同和問題だけを聞きはるんやなど、相談に応じてくれはるんやなど。それ以外の生活相談とか人権問題については、笠置会館は関係ないんやというふうに思われることも懸念がありました。だから人権問題全般に、今も現在やっておりますが、それを勘違いされないためにも人権啓発課とするべきじゃないかという思いで、町の課長会等で上げました。という経過でございます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

今度6課にするということなんですけれども、施行規則、組織条例の。要するにこういうことですか。総務財政課に税務係と、それと住民課の住民係というのがあって、基本的に税住民課という考え方でいいんですか。それと保健福祉係というのが保健福祉課。そういう

ことですね。

それで、今ちょっとすみません、私もさっきちょっと室長に質問していたんですけども、同じような答えになると思うんですけども、住民係の中に（７）で人権擁護に関することが入っていますね。これを私は、もう人権啓発の課ができたならそこに入れればいいんじゃないかという私の考えなんです。いろいろ人権啓発になれば、笠置町全体の問題になってくるので、そういう話をちょっと先ほどしていたんですけども、そういったことは、今ちょっと答えがありましたけれども、人権擁護に関することは人権啓発課の中に入れるという考えはいかがですか。

議長（西岡良祐君） 同和対策室長。

同和対策室長（増田好宏君） すみません。私の説明不足から再度同じ質問をされたと思うんですけども、まず先ほども言いましたように、役場にも人権相談の窓口の担当課がなければいけないというのは今現在も同じ考え方です。私の今職務をしております同和対策室長と隣保館館長、笠置会館の館長につきましては、これは平成14年に国のほうで施行されております隣保館の考え方という中で、隣保館運営設置要綱、国も府もつくっておられますが、それにおきまして笠置会館の運営の補助等をいただいているわけですが、その要綱の中の確認事項という資料の中で、隣保館の館長は常駐していないといけない、笠置会館の館長は笠置会館に常駐していないといけないという規則がございます。

その中では、それ以外にも館長及び指導職員は選任で別々にしていなければいけないという文言もあるんですけども、うちは、私が同対室長で役場において笠置会館へたまに見に行くということでは、だめなんです。補助金がいただけない。今、八百数十万円の補助金をいただいています。以前、別々のときは1,000万円以上あったんですけども、名称の兼務という形で、その分補助金を落とされております。もう一人いる職員につきましても、職名は指導職員という職名をいただいております。要は国の要綱に基づいて設置されているわけです。

だから、私の言いたいことは、私が笠置会館のほうで人権擁護も全般を持ってしまった場合、役場のほうに窓口がなくなると。これでは逆に人権啓発に逆行した考え方になるんじゃないかと。だから、人権啓発の窓口をふやすんやでという考え方を理解していただきたいと思えます。以上です。

議長（西岡良祐君） 石田春子君。

6番（石田春子君） 石田です。

先ほどから保健福祉課が1つふえるとのことですがけれども、住民課が今何人おられますか。ちょっとお聞きしますけれども。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問ですけれども、住民課の今の職員数は11名でございます。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

住民課を2つに分けるとおっしゃいましたよね。そしたら、1人ふやすということですので、人口の1,500人余りで、住民課1人ふやすとか、建設課をふやすとか、そういうことを聞いておりましたら、やっぱり今の職員でふやさずにやれたらどうかと思いますけれども、忙しくなるとは思いますが、何ら考えてやっていただきたいと思えます。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま石田議員のほうから職員数の部分でも質問いただきました。冒頭、私のちょっと説明不足があって、大変申しわけございませんでした。

まず、保健福祉課をふやしますけれども、要は新しくできる税住民課には、先ほど3番、大倉議員のほうからありましたとおり、現在、総務財政にあります税務系の職員と、それと現在の住民課にあります国民健康保険税係及び住民戸籍関係の職員、それと衛生関係の職員をくくったやつが税住民課になります。それで、まるっきり今の住民課を2つに割って税住民課と保健福祉課じゃなしに、総務財政によります職員、税務係を税住民課に持っていきますので、現在の人数でいえば13名になります。

それともう一点、職員1名をふやすという部分については、向出議員のほうから質問いただきました。その原因としましては、保健福祉課という一つの課ができますので、その担当課長が要は1名ふえるという部分での1名増ということでお答えさせていただきました。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

そしたら、一応はほかの課からあと2人をふやすということですね。それだったら結構です。いや、職員を1名ふやすとおっしゃったから、どのようにふやしていくのかなと思って。ありがとうございます。結構です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

先ほど室長ら答弁いただきました。人権擁護にかかわることについて、窓口を役場にも置いておく。また、人権啓発課にも置くと。実際のそういう対応は、今までどおり住民課でされるんですか、啓発課でされるのか。その辺ちょっと確認をさせてください。

議長（西岡良祐君） 同和対策室長。

同和対策室長（増田好宏君） 今までどおりです。啓発だけじゃなしに、人権相談は人権相談員の方が決める関係とか法務局との調整、その他いろいろな仕事がついて回ってくるんです、月1回の相談だけじゃなしに。だからその辺も含めまして、今の人員ではうちではすぐにちょっと手もつけられへんし、まして先ほどから言っているように、役場のほうからその仕事全部うちへ来た場合に、役場のほうで受付、相談をする窓口が全くなってしまう可能性もございますので、今までどおり残すことがベターじゃないかなというふうに考えております。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

先ほどから人権も出てきていますけれども、せっかく人権啓発課とかができるんですから、できたら本当に一本化というか、人権啓発課の中に入れてもらえば。よその市町村はどうか、ちょっと見ていないからわかりませんが、恐らく人権啓発課となればそういったことも一本化されているんじゃないかと思うんですよ。今後一遍検討していただければありがたいと思います。

そして、同和対策室の施行規則を見ていましたら、一応その文言なんかもやはり訂正というか、例えば同和対策事業総括に関するということは人権啓発対策事業とか、そういった文言にやっぱり変えられる予定はあるんですか。その文言の整理というか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま大倉議員から質問をいただきました。組織名の変更に伴いますそういう関係条文、関係条例等の整備でございます。当然、規則、また要綱、要領等を全て一応洗い出しさせていただいた中で、その部分については改正を考えております。今回承認をいただくとするならば、当然3月中にさせていただいて4月1日からの施行となる。以上でございます。

議長（西岡良祐君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第1号、笠置町組織条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西岡良祐君) 挙手全員です。したがって、議案第1号、笠置町組織条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

議長(西岡良祐君) 日程第8、議案第2号、笠置町老人手当支給条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 議案第2号、笠置町老人手当支給条例一部改正の件について提案理由を御説明申し上げます。

この条例一部改正は、現制度の目的が既に現状にそぐわないことから、高齢化福祉の向上を目的として新たに実施するものでございます。改正後の条例では、手当支給の基準日を毎年9月1日とし、支給額は1人につき1万円とするものでございます。

施行日は平成26年4月1日でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(西岡良祐君) 続きまして、議案の説明を求めます。住民課長。

住民課長(東 達広君) 失礼いたします。議案第2号、笠置町老人手当支給条例一部改正の件につきまして御説明申し上げます。

説明は新旧対照表のほうで御説明申し上げます。

まず、第1条、目的でございますが、町長の提案理由にもございましたように、この条例は国の老人福祉に関する施策が十分でないので、これを補うためというふうな表現がございます。これはもう御承知いただいておりますとおり、老齢福祉年金、昭和36年4月国民年金制度発足時、45歳以上で保険料納付済み期間が1年未満であり、資格期間が4年から7年有している人というふうな方に、わずかでございますが支給されている。そのわずかな年金を補填するために、昭和46年に笠置町がこの老人手当を制度化されたというふうなものでございます。既に笠置町では数年前から老齢福祉年金の該当者がおられません。この目

のがそぐわないということで、この老人手当支給条例そのもののあり方をいろいろ検討させていただいて、新たに老人福祉施策として一部改正により制度化させていただくものでございます。

内容につきましては、支給要件としましては、笠置町住民であること、それから基準日、支給額につきましては、毎年9月1日を基準日として支給額は年1人につき1万円とするものでございます。

第5条で、支給は毎年9月に支払うということで支払い期日を規定しておりまして、それから既存の5、6、7条は削除いたしました。8条、9条につきましては、そのまま用いさせていただきますいております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありますか。6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

今の説明を聞くと、1万2,000円を1万円にするということはおっしゃっていませんわね。だから、はっきり1万2,000円を1万円にするというて説明していただかなくては、これは2,000円減っていることになるでしょう。だから2,000円を減らして町の財源がどれだけ影響するのですか、ちょっとお聞きします。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。

今議員おっしゃられました支給額につきましては、言われましたとおり年間1万2,000円が1万円になるということです。ただし、今までは途中で年齢に該当された方あるいは途中で死亡された方なんかは月割でしておりまして、今回は基準日を設けて、そこにおられた方につきましては途中の12カ月を換算せずに1万円を支給させていただきます。これは最近の個人給付によく用いられる手法でございますが、その違いはございます。

それと支給額の差でございますが、単純に2,000円違いますので、例えば25年度では現在222名の該当者を見込んでおりまして、そこに1万円と、それから1万2,000円を掛けた額が、削減額になろうかと思っております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

この前もちょっと議会運営委員会で聞きましたけれども、50万円ぐらいとおっしゃいましたけれども、この前のときには、50万円やったら、幾らでもほかのあれから補いできるのと違いますか。いろいろ今まででも、いこいの館の駐車場にしても、もう任期が来ている

からというて前の副町長にも相談に行ってもうても、その回答もいただいていないし、そしてまた、もう一カ所の駐車場もどっちか、前の100万円のところやったら、ずっと12万円上がっていたのに、今は4万円ぐらいしか上がっていないと聞いていますし、そしたら、もうこっちの1カ所を返して、前に、もうそのまま1カ所はもったいないから返して、そういうやつでも補ったらどうかと言うていましたけれども、何の回答も得ていませんので、一番弱い老人の年間2,000円を減らして、2,000円ぐらいとおっしゃるけれども、やっぱり高齢者にとっては2,000円は大きいですので、ほかから削ってでも2,000円を出してくれるように頼みます。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 今回の条例の一部改正については、先ほど担当課長から説明したとおりであります。老齢福祉年金の廃止等々から、現在の笠置町の老人手当の支給そのものが今の時代に合うかどうかということを検討させていただきました。事業というのは、やはり目的があって、その事業をやっていくわけであります。この老人手当については、私も何年前に減額をさせていただいた経緯があります。それは、やはり当初の目的が達成されたということで減額をさせていただいた。

今回は、減額になるわけではありますが、こういった笠置独自の事業の見直しをやりながら新たな事業を展開していくというのも、やはりこれからの時代に即した笠置町のあり方であろうと私は考えます。笠置町独自の事業というのは、老人手当の事業だけではなくて、いろんな事業に笠置独自の事業として取り組んでおります。しかし、それも一定の目的が達成されたもの、あるいは事業が必要なくなったもの、いろいろ見直しをこれからやっていく中で、老人手当というのも今回見直しをさせていただきました。

石田議員のおっしゃる駐車場云々については、また別の場所で議論をさせていただきたいと思えます。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。2点ほど。

今、財政が町もやっぱり苦しい事情の中で、1万2,000円から2,000円に減らされたという。昔は地方自治では、大体自治体では3割自治とか言っていたんですけども、今、笠置町の予算では13億円で、大体5割自治ですね。半分地方交付税に頼っているところが、50%、たしか今年度の予算でも6億何ぼやったと思うんですけども、そういうことになっていると思うんです。

その中で1万2,000円から2,000円に選択をされたことも、大分苦渋のことだったと思うんですけども、新聞報道なんですけれども、新聞報道ですからわかりませんが、制度自体は当面存続をさせるということが報道発表されていることは、記者発表を多分そういうふうにやっぱりされているんですか。この制度は、いずれはもっと下げるとか、今町長が、目的が達成されたものは見直しということをおっしゃいましたので、新聞報道によると、やっぱり制度自体は当面存続させるけれども、将来はどうなんですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） この老人手当条例の新旧対照表で見ていただいてもわかりますとおり、第1条、この条例は、老人手当を支給することにより、高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。現行の場合は、国の老人福祉に関する施策が十分でないので、これを補うため。目的が明らかに違っております。やはり今回の条例の改正の目的そのものを変えているということは御理解をいただきたいと思います。ということは、やはり老人手当を今回条例を改正することにより、これからも続けていくんだということを目的としているように私は解釈をしながら、この改正案を出させていただきました。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 今、町長が高齢者福祉という形で言われましたけれども、それじゃ、あとは文言の話だけなんですけれども、今、条例の名前が笠置町老人手当支給条例となっておるのを例えば笠置町高齢者福祉手当条例とか、そういうふうに改正する案はなかったですか。それと条例の中身も、老人じゃなしに高齢者福祉とかいう条例に、そういった改正。第2条では、この条例に、老人とは80歳以上とか、いろいろ老人老人と書いていますけれども、せっかく高齢者福祉という目的があるので、できれば、こういう条例も笠置町老人手当支給条例じゃなしに笠置町高齢者福祉手当条例とか、せっかく名前を変えられるんでしたら、そうやられたらどうかなと私は思うんです。いかがですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 大倉議員おっしゃるように文言の問題だけだと思います。中身については、私は何ら変わらないだろうと思いますが、そういったいろんな御意見を頂戴しながら、この条例の改正、今後の課題とさせていただきたいと思います。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

今いろんな人が質問して、いろんな回答があったんですけども、ちょっと私、聞き逃し

た部分があったかと思うんですけれども、ちょっとお聞きしたいんですけれども、この1,000円というのは、以前に500円になった経過もあった。その中で、またいろんな声があつて1,000円に戻された。それでここまで来たんですけれども、今回いろんな事業の中で、事業等の廃止とか新しい事業という形の中で1万円、2,000円は減額になったんですけれども、これを毎月1,000ずつ支払っていたやつが9月1日に1万円即時支払われると。だから、仮に10月、11月、12月、何らかの形であっても9月には一括支払いという形がもちろんそうだと思うんですけれども、80歳以上でよそから仮に再度転入された場合、ないとは思いますが、そういう方も対象になるのか、そういう方はまた翌年にされるのか。そこをちょっとお教え願いたいと思います。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。例えば80歳の方が10月に町内に転入された場合、基準日は9月1日ですので、対処にはなりません。翌年の9月1日の基準日に判定させていただくことになります。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 課長、それは9月以降のやつはわかります。9月以前のことをちょっと私は聞いているので。仮に4月1日から始まるのであれば、6月に入った人、7月に入った人の対象を聞いているので、9月以降は、もう支払いが終わっているから、それはならんと思うんですよ。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたしました。あくまで9月1日現在に住民になられた方は対象となります。6月、7月、8月に転入された方も当然1万円の支給の対象者になることになります。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

先ほど、私、前段で申し上げた500円にしたときに、1,000円に戻してくれという声が上がりました。今回こういう形で条例的に変えられるわけでございますけれども、いろんな住民の声を聞きながら、今後また町としての対処をしてやってほしいなという、こういう思いでございますので、ひとつこれをお願いして私の質問を終わります。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

ちょっと町長にお聞きしますけれども、この老人手当の件とちょっと外れていますねけれども、お風呂の優待券の件ですけれども、町長は、もう3月いっぱいではなくするとおっしゃいましたわね。

(発言する者あり)

6番(石田春子君) 聞いてもいいやん。ちょっと待っていてください。

いや、きのうもお風呂へ行ったら、また回覧板が回ってきたら申し込みましたよというお方がたくさんおられたもので、それをちょっと聞きたいと思ひましてね。お風呂の、この前は、町長はもう廃止するとおっしゃったのに。

(発言する者あり)

6番(石田春子君) 言うた、言うた。もう3月で、そほんで私らも3月で終わりやから、もう……

(「住民課長」と言う者あり)

6番(石田春子君) 住民課長、やってくれたらそれでいいねんけど。

議長(西岡良祐君) 住民課長、答えますか。住民課長。

住民課長(東 達広君) 失礼いたします。

いこいの館優待券の制度につきましては、26年度も存続することで予算を組ませていただいています。以上でございます。

議長(西岡良祐君) 1番、田中良三君。

1番(田中良三君) 1番、田中です。

これの支給方法について、ひとり暮らしの足腰の悪い人とかいはるのに、その会場へ代理の人とかは受け取りに行けるといのはわかっているんですけども、私は以前から思うんですけども、これなんて普通受け取れる人、1回はそれをやった後は、その人の家へ住民課の人間が手分けしてというか、住民課関係なく社会福祉協議会でもどこでもいいけれども、やるべきであって、人によって動かれへん人が、言われたことがあるので、それを前回に一度、住民課に言うたら、規則です所以说われた記憶がありますので、何かそういうのを改善されるべきやと思うんですけども。

議長(西岡良祐君) 住民課長。

住民課長(東 達広君) 失礼いたします。

現金給付でございます。やはり個人さんに現金を給付するときには、当然原則は本人確認をした上で御署名なり御捺印をいただくというのが、これはやはり基本でございます。

ただし、やはり今言われましたように、お年寄りの方、あるいは軽い認知症の方もおられます。そういう場合は、ヘルパーさんなり、それから職員なりが、できる範囲で対応させていただくように配慮はしておりますが、基本はやはりそういうことでございますので、できない部分がございますのは御了解いただきたいというふうに思います。

できる範囲で対応はさせていただくつもりは当然しております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、反対者の討論を許します。2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

今回の条例改正の内容は、年額1万2,000円が1万円になると、2,000円の減額という内容になっています。私のところにも皆さんからさまざまな声が寄せられていますが、特に年金が減っていることで、生活が苦しいと。また、消費税も上がり、物価も上がっていると。そういう声をたくさんお聞きしています。

そんな中で、この老人手当が少しでも生活の足し、援助になっているのではないかと思います。しかし残念ながら減額という内容になっています。町は、やはり福祉の向上、また住民の皆さんの生活を守ることが、本来の仕事だと思っています。

そうしたことから今回の条例改正の内容は、私自身、問題があるのではないかと思います。以上を反対の理由として、反対討論を終わります。

議長（西岡良祐君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。賛成討論をいたします。

常任委員会におきまして、子供の医療の無料化を中学を卒業するまで延長することについて、恒久的な制度にするため、また町の財政健全化に向けて、町独自でやっている事業の中で目的を達成したもの、時代のニーズに合わないものを見直し、広く薄く削減していこうと議会と行政で確認をしました。その中で、今回老人手当の見直しの条例改正を出してこれらたと、私は理解をしております。

老人手当がつくられた目的は、先ほど課長がおっしゃられたように既に達成しており、笠置町だけに残っている施策であります。この制度を町がいつまでも続けられるかといえば、私は無理と言わざるを得ません。このまま続けると、30年には対象者が259人、

3 1 1 万 9, 0 0 0 円になり、4 0 年になりますと対象者が3 5 2 人、4 5 2 万 3, 0 0 0 円と予想をされます。年間予算1 3 億円、その中で税収が1 割少ししかない町の財政では、到底維持できるものではないと私は考え、改正は必要と考えます。

また、社会保障全体で見ましても、介護保険への繰り入れは年々ふえていく一方でありま
すし、1 7 年度から要支援1・2の方が介護サービスから外され地域支援事業へと移されま
す。上限がありますから、一般財源からの繰り入れも余儀なくされることもあります。社会
保障全体から見ましても見直しは必要であると考えます。

これからの高齢者福祉は、いつまでも元気でおられるように、いつまでも何らかの役目を
感じていただき、いつまでも居場所を持っていただけるような施策を重視して展開していく
必要が、私はあると考えます。

今回の改選案は、年間2, 0 0 0 円の減額であります。少しでも痛みを感じていただけな
いよう十分に配慮された私は金額であると思ひ、賛成をいたします。

議長（西岡良祐君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第2号、笠置町老人手当支給条例一部改正の件は、
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手多数です。したがって、議案第2号、笠置町老人手当支給条例一部
改正の件は原案のとおり可決されました。

これより10分間休憩いたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時05分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開いたします。

議長（西岡良祐君） 日程第9、議案第3号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の
件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第3号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件について
提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正は、障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備により、関係する条文を
整備するものでございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） それでは、議案第3号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正につきまして御説明申し上げます。新旧対照表をごらんください。

今回の改正は、先ほど町長のほうから提案説明にもありましたように、第2号にございます障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、これが関係する法律でございます。その改正によります文言の整備となっております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第3号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第3号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

議長（西岡良祐君） 日程第10、議案第4号、笠置町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第4号、笠置町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立し、平成25年12月13日に公布、施行され、団員の処遇の改善のため、退職報償金を引き上げるものでございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） それでは、議案第4号、笠置町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

めくっていただきまして、条例改め文をごらんください。

第2条中の別表、団長以下団員までの勤続年数ごとで、それぞれの金額があります。その部分につきまして、金額を改正するものでございます。

なお、この条例は26年4月1日から施行いたしまして、第2号にございます改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、26年4月1日以後に退職した団員について適用いたします。同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例によるということになっております。よろしくお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

消防団の退職金の改正でございますけれども、昭和30年以降かなりの年数がたっております。それでやっとこれから表を見ると一律5万円の報償を上げていただくということでございます。その中で、国がいろいろと消防団の施策について消防団の加入方法、そしてまた消防団員に対する報酬のあり方、いろんな新聞等が出ております。

笠置町においても、本当に実在的に人がいないといえそうですけれども、消防団員の激減がかなり深刻になっております。その中で、私が思うには、ある程度まで年齢を下げるということになりますと、大学生、これは今省いていると思うんです。学生に何かの支障がない限り、その辺まで下げてはどうかと、本人が希望するならば。大学生の場合は、学業に専念せいということで勧誘をやっておらないということがありました、私のときでも。だから、本人が希望するならば、大学生でも一人の団員として扱っていただきたいと、これからまた人数がだんだん少なくなっていく状態でございますので。

それと、自動車部においては、ほとんど職員が入っていただいております。これは結構なことでございます。

それについて、これは一般常識的なものでございますけれども、4月1日以降にこの制度がされるということで、退職が3月31日をもって退職されるのか、4月1日をもって退職されるのか。ということは、4月2日から新しい年度が始まる。一日違いで大きな差が出るんです。そこをちょっと、4月1日から始まったら、4月1日で終わったらもう終わりやから。だから、昔は4月2日から始まったんかな。そういうところ、1日か2日違いでその対象を免れるのか。いや、まるっぽもう一年いてもらわんことには30年以上にならんというところを再度もう一回ちょっと説明をもらえますか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま杉岡議員から質問いただきました。2点ほどあったと

思います。

まず、1点目の部分の消防団員の確保に関して、年齢の引き下げというんですか、大学生という部分でございます。これは一応消防団の条例等によりまして18歳以上の者ということになっておりますので、その部分につきまして、大学生でしたら、先ほど議員がおっしゃったとおり、本人からの希望、また各部からの推薦等々によって、当然可能であるというぐあいに思っております。

そして、もう一点の退職報償金に係ります日の関係でございます。従来、4月2日になっておりましたけれども、これは御指摘のとおり4月1日からということで最近は変わっております。よって、平成25年度で退職される方は3月31日をもって退職されますので、先ほど附則のほうで第2項のほうにございましたとおり、3月31日の退職者については従前の例によるということになっております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） ほかにありませんか。5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

退職金の財源なんですけれども、町単費ではないと思いますけれども、一応どこから出ているのか。それから、条例改正に際して、どのぐらいの増になるのか。条例改正に伴って前年度よりどのぐらい支払い金額がふえるのか。その2点をお聞きしたいと思います。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま瀧口議員から質問いただきました。まず、1点目の部分の部分でございます。退職報償金の財源でございます。これは今議員が御指摘されたとおり、全て特定財源というんですか、退職報償基金のほうから出ますので、町の持ち出しは一切ございません。

それと、もう一点の部分でございます。それに伴い、どれぐらいの金額が出てくるかということでございます。これは、先ほど7番の杉岡議員のほうからありました最低5万円ぐらいのアップですので、当然1名について5万円ぐらいがアップになって、それぞれの新旧対照表にもございますとおり、団長でしたらこれぐらい変わる。年数によって違いますけれども、その差が出てくるということで、その部分につきましては、先ほど申し上げましたとおり町の財源は一切関係ございませんので、全て基金からの財源とさせていただきます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第4号、笠置町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第4号、笠置町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件は原案のとおり可決されました。

議長（西岡良祐君） 日程第11、議案第5号、平成25年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第5号、平成25年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を13億8,239万6,000円に歳入歳出それぞれ88万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,151万4,000円とするものであります。

今回の補正は、今後の執行見込み等を精査した中での補正となっております。よろしく御審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。まず、総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） それでは、議案第5号、平成25年度笠置町一般会計補正予算（第5号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正額は、先ほど町長のほうが申し上げましたとおり88万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出の予算の総額を13億8,151万4,000円となるものでございます。

なお、7ページでは継続費の補正を行っております。また、続きましては8ページにつきましては繰越明許費をそれぞれ掲載しております。

それでは、歳入のほうから御説明申し上げます。

12ページをお願いします。

10款の地方交付税、1目地方交付税でございます。これは、普通交付税の確定に伴いまして601万1,000円を補正しております。なお、普通交付税の決定額は5億3,804万1,000円でございます。

続きまして、12款の使用料及び手数料、4目総務使用料としまして10万円を計上しております。これは運動公園の使用料でございます、1月末現在48万円、今後の2月、3月の見込みを勘案した中で10万円の補正となっております。

続いて、同款の2目衛生手数料でございます。これは、し尿のくみ取り販売手数料が実績見込み等によりまして110万円の減額となっております。

続いて、13款国庫支出金、1目民生費国庫負担金でございます。1節の社会福祉費負担金それぞれ、障害者自立支援給付事業及び障害者自立支援医療の給付費等につきまして、歳出の金額の2分の1の分を国庫負担金としまして104万5,000円、また25万5,000円を上げております。

続いて、2節の保険基盤安定負担金でございます。これは、国保にかかわります部分で1,000円、9節の児童福祉費負担金としまして、児童手当負担金執行見込み等によりまして2万6,000円の減額となっております。

続いて、13ページの国庫補助金の1目の衛生費国庫補助金でございます。浄化槽の設置整備事業交付金内示に伴いまして8万9,000円の減額となっております。

続いて、2目の民生費国庫補助金の1節社会福祉費補助金でございます。障害者自立支援給付支払いシステムの改修事業補助金としまして15万7,000円、31万5,000円の歳出の2分の1でございます。

続いて、3節の老人福祉費補助金でございます。介護保険事業補助金9万5,000円、これは介護保険事業が19万1,000円の2分の1の補正額でございます。

続いて、14節府支出金で1項府負担金、1目民生費府負担金でございます。1節の社会福祉費負担金につきましては、先ほどの国庫負担金と同様でございます、補助率は4分の1でございます。

続いて、2節保険基盤安定負担金、これも国保の分でございますけれども、17万4,000円の減額となっております。4節の児童福祉費負担金、これも先ほどの部分で児童手当の執行見込み等によりまして6万7,000円の減となっております。

続いて、2項府補助金でございます。1目総務費府補助金としまして500万円計上して

おります。これは、京都府の行財政改革の支援特別交付金ということで500万円を計上しております。まだ内示等は来ておりません。ただ、24年度の実績が750万でございましたので、500万を計上させていただいております。

続いて、民生費府補助金の1節社会福祉費補助金でございますけれども、それぞれ金額の確定及び内示等によりまして説明欄に書いてあります項目につきまして補正させていただいております。

続いて、14ページの2節老人福祉費補助金でございます。重度障害老人健康管理事業及び老人医療臨時特例事業補助金、それぞれ補正をしております。今後の執行見込み、執行状況等を勘案しております。

続いて、3節の児童福祉費補助金でございます。子育て支援特別事業補助金を5,000円減額しております。

続いて、3目の衛生費府補助金でございますけれども、これは先ほどの国庫の部分と同様でございます。浄化槽設置整備事業補助金を34万2,000円減額しております。4目の農林水産業費府補助金16万3,000円を計上しております。これは、農地農業用の施設の災害復旧事業補助金でございます。

続いて、5目土木費府補助金の5,000円、これは土地利用対策規制補助金でございます。

続いて、3項の委託金でございますけれども、総務費委託金としまして、交付決定額でございますが、農林業センサス委託金8,000円を計上しております。15款財産収入の1目利子及び配当金でございますけれども、高度情報ネットワークの基金利子として1,000円の補正。

続きまして、15ページをごらんください。指定寄附金としまして、当初頭出しでございましたけれども、今現在3件の指定寄附をいただきまして、合計108万8,000円でございます。よって、その差額分の108万7,000円を補正させていただいております。

繰入金の基金繰入金でございます。3,000万円の減額をさせていただいて、現計予算としてゼロになります。

繰越金では1,376万3,000円を補正させていただきまして2,220万7,000円でございます。

19款の諸収入でございますけれども、これらの部分につきましては、それぞれ実績等に基づくものでございまして、説明欄に書いてある項目でそれぞれ補正させていただいております。

ます。

続いて、歳出の御説明を申し上げます。

歳出につきましては、それぞれ担当課長のほうから御説明申し上げます。私のほうからは、議会費及び総務財政課に係る分について御説明させていただきます。なお、人件費等につきましては、今現在の状況及び今後の状況を勘案した中で、それぞれ補正させていただいておりますので、説明は省略させていただきます。

それでは、議会費でございますけれども、9節の旅費で11万6,000円を減額しております。執行残という形で補正となっております。同じく使用料及び賃借料につきましても14万円の減額です。19節の負担金補助及び交付金につきましても、山城地区の議長連絡協議会で執行残ということで2万円の減額となっております。

続いて、総務費、総務管理費、一般管理費でございます。ただ、職員手当の欄の部分の時間外手当で今回90万円を補正させていただいております。原因につきましては、平成25年度において台風18号の特別警報の部分、また今回の2月14日の大雪等々によりまして、それで約43万円の時間外が発生しております。なお、それ以外でも南山城村で被害がありましたときに、それぞれ職員のほうが時間外で応援にも行っておりますので、その分も加味させていただいております。

続いて、17ページでございます。7節の賃金でアルバイト賃金を5万3,000円計上しております。これは、今後の執行見込み等によりましてお願いしている分でございます。使用料及び賃借料の6万円の減額につきましては、それぞれ執行残及び今後の執行状況等によりまして補正となっております。

続いて、18ページの5目の財産管理費の上にあります財政管理費でございます。ふるさとづくり基金で108万8,000円計上いたしました。これは先ほど、歳入のほうで御説明申し上げましたとおり、指定寄附を3件いただきましたので、その分を補正させていただいております。

また、前後して申しわけございません、17ページの減債基金の積み立て及び18ページの財政調整基金の積み立てをそれぞれ500万円ずつ計上しております。

続いて、財産管理費でございます。これは笠置町の運動公園及び笠置町の庁舎等に係ります部分で、それぞれ執行見込み等を勘案した中で補正となっております。説明欄をごらんおきください。

続いて、20ページでございますけれども、総務費の統計調査費で6日農林業センサス調

査費としまして1万円を計上しています。これは、先ほど歳入のほうで御説明させていただきました確定によりまして、旅費及び需用費を計上しております。

少し飛んでいただいて、26ページでございますけれども、26ページの8款の消防費及び9款の教育費でございます。これは特定財源と一般財源の組み替えをしている部分でございます。

28ページ以降につきましては、それぞれ性質別経費等の資料をつけておりますので、またごらんおきください。以上でございます。

議長（西岡良祐君）　続きまして、企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君）　失礼します。企画観光課が所管いたしますものにつきまして御説明を申し上げます。

17ページをお願いいたします。

総務費、総務管理費、一般管理費、7節の賃金で循環バス運転手の賃金といたしまして14万6,000円を計上させていただいております。そして、2目文書広報費、13節の委託料でスタジオ機器保守委託19万2,000円、それと議場カメラ等の保守機器委託7万8,000円、合わせまして委託料で27万円を減額で計上させていただいております。

それから、18ページの5目財産管理費、25節積立金で高度情報ネットワーク負担金、これにつきましては当初1個分で計上しておりましたが、今年度2個の加入がありましたので、1個の増分の3万円と基金の預金利子で1,000円を計上させていただいております。それと、6目企画費、19節負担金、補助及び交付金で負担金の額の確定によりまして、広域圏の負担金1万3,000円、それと消費生活に係る負担金10万円、合わせまして11万3,000円を減額で計上させていただいております。

次に、19ページでございますが、10目通信施設管理費、13節委託料で、これにつきましても額の確定により27万円を計上させていただいております。

次に、25ページをお願いいたします。商工費、商工費、産業振興会館費、需用費の修繕料でございますが、喫茶の椅子の修繕費等の値引きによりまして7万7,000円を減額で計上させていただいております。

それと26ページの中段あたりなんですけれども、土木費、国土利用費、土地利用対策費で土地利用規制対策交付金の額の確定によりまして需用費で消耗品費2,000円と燃料費3,000円を計上させていただいているところでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君）　続きまして、住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。住民課の所管します歳出予算につきまして御説明申し上げます。

19ページをお願いいたします。

19ページ下段、総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費の18節備品購入費で206万7,000円の減額。これにつきましては、住基ネット機器、コミュニケーションサーバー、ファイアウォールの入札の減によるものでございます。

続きまして、20ページの民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の13節委託料で31万5,000円、障害福祉システム法改正分、報酬改定によるシステム改修によるものでございます。

それから、負担金補助及び交付金で1万円ということで、主任児童委員の補充、現在1名でしたのが2名に拡充させていただいたものによるものでございます。それから、扶助費でそれぞれ障害者医療、母子家庭医療、次ページにわたりまして、乳幼児医療、自立支援医療、それから障害者自立支援給付費というふうなことで、大体25年度の8カ月の実測によります予測を立てまして、その予算432万円を計上しているところでございます。

それから、21ページに入っております繰出金につきましては、国民健康保険特別会計繰出金で64万3,000円の減額。特に主に保険基盤安定の減額と事務費の減額というふうな内容になってございます。

それから、21ページの4目老人福祉費で、まず8節報償費で敬老会の実績確定によります敬老会の事業の確定で6万4,000円の減額、それから委託料のほうで軽度生活援助事業、外出支援サービス事業の実績予測によりまして86万3,000円の増、それから負担金補助及び交付金でTRY-X改修負担金ということで、これは介護システムと、それから本年度特例で実施されます老人医療の臨時特例分合わせての改修負担金の増でございます。扶助費82万4,000円につきましては、老人医療費支給事業、それから重度老人健康管理事業の実績予測によるものでございます。28節繰出金、これは介護保険の給付費や予防事業の減少に伴います町負担金の減額、マイナス7万5,000円でございます。

それから、21ページの最後、老人福祉施設費でございます。デイサービスの運営費でございます。賃金のほうで210万円の減額、これは常時2名体制で組んでおりましたが、物理的に無理な場合、職員の保健師等で何とか充当させていただいた。そういうふうな中での減額でございます。それから、22ページに入りまして、需用費で4万2,000円、特殊浴槽の修理費でございます。

それから、次に22ページに民生費、児童福祉費、児童福祉総務費の中の報酬のほうは確定に伴いまして、本年度初めて子ども・子育て会議を結成させていただいて、2回を予定しておりましたが、1回と、それからもう一回は4月に入ることになりまして、その差額を2万7,000円減額させていただいております。それから、19節の負担金につきましては、先ほどの主任児童委員の補充によります予算配分でございます。児童福祉費、社会福祉費と案分してございまして2万円のうち1万円をこちらで計上していると。それから、20節の扶助費につきましては児童手当の確定により27万円の減額というふうなことでございます。

それから、23ページの2目の予防費、委託料でございます。妊婦健診、それから予防接種等々の実績、当初対象者を計上しておりますが、予測を上回っての受診者の減ということで70万円でございます。

それから、23ページの下段の衛生費、清掃費、し尿処理費でございます。広域事務組合分担金につきましては、年度内精算が行われたことによりまして12万6,000円の減。それから循環型社会形成推進交付金につきましては、浄化槽の実績に伴う132万6,000円の減。それから、し尿汲取業務負担金につきましては、し尿券の販売の減額見込みということで110万円の減額を補正させていただくものでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、同和対策室長。

同和対策室長（増田好宏君） 同和対策室の所管します歳出補正について御説明します。

21ページをお願いします。

民生費、社会福祉費、社会福祉施設費の中で48万円の減額補正をします。7節の賃金14万円及び16節の原材料費5万円、この2点につきましては周辺整備に伴います賃金と原材料費でございます。9節の旅費で9万円、普通旅費です。19節の負担金補助及び交付金で20万円、これにつきましては人権同和教育研究集会参加負担金の減額でございまして、動員人数の減少及び負担金等の使用残でございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 続きまして、建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼いたします。建設産業課の所管します歳出の御説明を申し上げます。

24ページをお願いいたします。

上から農林水産業費、農業費、農業委員会費といたしまして2万6,000円の減額をさ

せていただいております。これにつきましては、京都府農業会議の拠出金でございまして、額の確定によるものでございます。

次の欄の農業総務費の中で、9節の旅費につきまして1万7,000円を増額させていただいております。これは旅費精算によりまして、不足分につきまして増額させていただくものでございます。

続きまして、27ページに移ります。27ページをお願いします。

27ページの災害復旧費、農林業施設災害復旧費、農業災害復旧費につきまして、補正額はゼロでございますけれども、これは補助率の変更と本年度の受け入れ予定額の決定によりまして財源の組み替えをするものでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありますか。4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

財調から3,000万の繰り入れを見込んでおられましたけれども、これは3,000万円減額された。その大きな要因は何だったのかお聞きします。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま西村議員のほうから、財政調整基金の最終的にゼロになってということで、その要因ということでございます。

いろいろな要因はあろうかと思っておりますけれども、まず当初予算ベースで見たときの交付税及び府補助金等々の部分で、財源留保をしていたつもりが思った以上の財源留保があったという部分と、あともう一点、不用額等を各課のほうに調べをお願いしたところ、それぞれ節約なり、また見直し等をやっていただいた中での不用額が出てきたかなというぐあいにも分析はしております。ただ、裏を返せば、もう少し当初予算のほうでシビアな組み方も今後是可以なのかなとは思いますが、ただ一定、最終的に財調基金からの取り崩しができなかったことについては、ある部分では喜ばしいことであるかなと。

また、それ以外に、予算書にもありますとおり、財調基金及び減債基金のほうにそれぞれ500万円ずつ積みせていただいた。逆にいえば1,000万の現段階での剰余金が出ているかなというぐあいに思います。ただ、25年度は25年度、また26年度以降は国の施策等によって、どう変わるかわかりませんが、引き続いて今のようなそれぞれ担当課のほうで引き締まった形の予算を計上していただくということを思っておりますので、お互い気をつけながら注視をしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

8ページの繰越明許ですね、これは土木費で町道笠置山線6,720万円ことしも繰り越しされておりますけれども、これは26年度に当然繰り越しということですね。

それと、3月上旬に課長に聞いたところ、25年度の予算の入札ですね、まだ3月上旬にはされていなかったということなんですけれども、もしされていたら入札の金額とその辺教えてください。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですけれども、まだ入札できておりません。

3月中に入札する予定で今やっております。ですので、まだ金額とその他につきましては、また今後の御報告となると思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 大体予算的には幾らぐらいという、25年度ですよ、入札をするか何か言われない部分はあるけれども、大体の金額は幾らぐらいですか。例えば丸い数字で1,000万円とか2,000万円とか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですけれども、残っている金額、繰越明許に計上させていただいております限度額は6,720万円でございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

この件については、たつぷりと一般質問とする予定で通告しておりますので、この件については、また後日、25日にやらせていただきます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

今、大倉議員が言われたように、この工事、おこなわれているわけですが、とにかく全線を早くつなげる、このことが今一番求められております。この繰越明許費の分で全線がつながるのかどうか、それをお聞きします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですけれども、繰越明許費の分25年度から26年度にいく分だけでは全線はつながらない予定です。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4 番（西村典夫君） この繰越明許費分の工事を執行された場合、どれぐらいの進捗率になるんですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 進捗率という御質問ですけれども、前にも申しましたけれども、金額的な進捗率といたしましては7割以上いっています。あと、延長という話で、工事用道路で接続するということで、本来の道路としての許容まではまだできませんけれども、先ほちょっと25年度の繰り越しではできないと申しましたけれども、26年度の分を加味しまして、何とか工事用道路で上下通行できるような形としたいと考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 4 番、西村典夫君。

4 番（西村典夫君） 今、課長の答弁の中で、26年度の予算を加味したら、とにかくつながると。そういう答弁をいただいたと思うんですけれども、26年度は1,000万円の予算を計上されております。その金額で一応つながると、そのように理解していいですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） つながるといのは、さっきも申しましたけれども、道路としてじゃなしに、あくまでも工事用道路として行き来ができるということを今考えております。26年度、1,000万円という計上は当初でさせていただいておりますけれども、それで、ことしの25年度の繰り越し、それをプラスしまして、何とかそういうふうにつなげたいというふうに考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） ほかに。5 番、瀧口一弥君。

5 番（瀧口一弥君） 瀧口です。

先ほど6,000万とか2,000万の大きな話が出ている中で、ちょっと26ページの土木費、土地利用対策費4万8,000円に対して5,000円増額になっていますね。これは調査とか企画とかの費用ではないです。これはどこの課の担当ですか。それをまずもう一遍教えていただけますか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

担当課につきましては、企画観光課が担当しております。それで、この土地利用規制対策といえますのは、1万平米以上の土地の売買等があったときに京都府のほうへ申請するんですけれども、町のほうが京都府に対する経由という形で、特に事務的なことは、申請者から町のほうが受けて、それを京都府のほうへ経由するというふうな事務だけでございます。

それで、この5万1,000円のうち4万6,000円につきましては、基本料金といえますか、京都府のほうから4万6,000円いただきます。そして、1万平米以上の売買等があって、町が経由する分につきまして1件ごとに5,000円をプラスしていただけるということでございます。それで、町からは特に何を出すというのでもないんですけれども、京都府から経由等をする分に対しての補助といえますか、いただいているものでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

ちょっとわからないんですけども、18ページのふるさとづくり基金を108万8,000円ですか、これは歳出なんですけれども、歳入は、寄附金というのは同じような数字があるんですけれども、どこから歳入。普通、例えばふるさとづくり基金条例とかがあって、基金から一般の財源の中に繰り込んで、歳入をですね、通常そうされておると思うんですけれども、歳入の中には、歳出はあるんですけれども、歳入がないんですよ。それで、これは寄附ですかね、同じような数字が108万7,000円とか、その金額ですか。ちょっとよくわからないんですけれども。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの指定寄附、ふるさとづくり基金のことで、まずちょっと私の勘違いでしたら申しわけございませんけれども、歳出に上がっていて、そしたら財源はどこにあるかという今1点目の話だったと思うんですけれども、私、先ほど15ページで説明させていただきましたね。指定寄附金、合計で3件で108万8,000円入って、それで108万7,000円の補正をしていますね。これが入です。

それで、次に積立金として108万8,000円同額を積み立てていると。そういうことです。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） だから、この指定というのは、本来ならふるさとづくり基金の中に繰り入れるという順じゃないんですか、例えば桜で。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 大倉議員の質問にお答えします。

ふるさと基金条例のところに、観光とか、福祉とか、いろんな項目があると思います。それに伴って、3件の方々から合計108万8,000円をいただいています。それをそこへ

積んでいるわけです。

よって、うちの台帳にはAという方から100万円いただきました。Bという方から5万3,000円いただきました。これは、項目は第1号、第3号とかいうことで明記しておりますので、取り崩すときには、それによって、取り崩させていただくと。

桜の指定につきましても、当然第1号に該当しますので、3,000万円をそこへ入れています。よって、それぞれ各項目ごとで分かれていますので、どんと井勘定じゃなしに、そのようには対応しております。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） ちょっとわかりにくいんですけども、それじゃ事業内容、今度この歳出で108万8,000円はどういったところに使われるのか。ちょっとさっき聞き忘れたかもわかりませんが。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 歳出のところに、節は積立金となっていますよね。よって、積み立てるわけです。預金するわけですね。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 大倉です。

要するに、それじゃ積み立てということですね。そうですね、歳出となっておるから。

議長（西岡良祐君） わかりましたか。ほかに。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第5号、平成25年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第5号、平成25年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件は原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時02分

再 開 午後1時15分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開いたします。

議長（西岡良祐君） 日程第12、議案第6号、平成25年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第6号、平成25年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ440万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,229万2,000円とするものでございます。

主な提案内容は、保険給付費実績見込み額によります減額及び特定健診システム機器入れかえの入札結果によります減額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。議案第6号の御説明を申し上げます。

補正予算書、事項別明細6ページのほうから御説明申し上げます。

まず、歳入、国庫支出金、国庫負担金でございます。歳出のほうで療養給付費支出見込み額を約900万円減額しております。それに伴います歳入の減でございます。

まず、1目、国庫負担金のほう、療養給付費等負担金で305万9,000円の減額。

それから、続きまして国庫支出金、国庫補助金、財政調整交付金でございますが、こちらのほうでも80万9,000円、それから同様の理由で府支出金、府負担金、府補助金のほうで63万円の減額をそれぞれしているところでございます。

それと繰入金につきましては、一般会計繰入金の中で保険基盤安定繰入金23万1,000円の減額を確定しております。軽減者の負担分を国費と町費で賄うわけでございますが、当初800万1,000円が確定が777万円となりましたので、それに伴う減額でございます。

それから、一般会計繰入金で41万3,000円の減額、これは特定健診システム機器の購入の請負減でございます。それから、繰越金につきましては歳出不足財源の73万4,000円を繰越金で充当しております。

次のページ、最後、7ページにまいりまして、総務費、総務管理費、一般管理費のほうで、

需用費で19万円、これは、今まで世帯証といまして御家族の皆さんの名前が書いた証が1枚で発行させていただいているわけですが、26年度から個人証に切りかわります。その作成を25年度でする必要がございますので、個人証の印刷製本費ということで19万円補正させていただきました。

それから、18節の備品購入費のほうで、特定健診システム機器の入札減60万3,000円ございました。これにつきましては、当初95万円ほどの予算を組んでおりましたが、39万6,000円の入札結果、56万円の減が主な減でございます。

それから、保険給付費にまいります。保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費で、歳入のほうでも御説明申し上げましたとおり、900万円の見込み減をしております。

それから、後期高齢者医療、後期高齢者支援金ということで5,000円の増。これは確定によるものです。

それから、最後に基金積立金といたしまして、利子と合わせて500万円を基金として積み立てる。それで、結果として502万円の予算を組ませていただいているということでございます。療養給付費の減、それから決算剰余金の状況を勘案しまして、本年度、積立金を補正させていただいたと。ちなみに現在、国保の基金残高は1,600万少々でございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第6号、平成25年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第6号、平成25年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

議長（西岡良祐君） 日程第13、議案第7号、平成25年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第7号、平成25年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ65万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,489万8,000円とするものでございます。

主な提案内容は、保険給付費並びに地域支援事業費の実績見込み額によります減額補正でございます。なお、平成27年度から適用されます第6期介護保険事業計画策定業務につきましては、平成25年度及び26年度の継続事業として実施する必要がございますので、予算書の第2表で継続費を定めております。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。それでは、議案第7号の御説明を申し上げます。

4ページ、第2表継続費ということで御説明申し上げます。

25年度、26年度継続して第6期介護保険事業計画を策定する必要がございますので、2カ年の継続費として定めてさせていただいております。

款総務費、項総務管理費、事業名、笠置町高齢者福祉計画・第6期笠置町介護保険事業計画策定業務、総額448万7,000円、年度、25年度173万3,000円、26年度275万4,000円。以上でございます。

予算につきましては、7ページの歳入、事項別明細のほうで御説明申し上げます。

まず、国庫支出金、国庫負担金でございます。先ほど提案理由にもございましたとおり、主に歳出の給付費の見込み減、約670万円でございますが、それに伴います減額、それぞれ公費の減額をしております。介護給付費負担金で7万5,000円。

それから、次の国庫支出金、国庫補助金では、調整交付金で2万3,000円。

それから、2目の地域支援事業交付金（介護予防事業）で7万円の減額を見ております。この地域支援事業交付金というのは、一時予防事業の一般事業への移行をしております。これは、認定を受けておられない方の介護予防事業でございます。例えば、すこやか教室あるいはノルディックウォーク、それから認知症カフェというふうな形態で一般事業として施策した結果、この減額を計上させていただいたというふうなことでございます。

それから、4款の支払基金交付金、これは40歳から64歳の現役世代の負担ということでございますが、介護給付費交付金につきましては11万円、それから地域支援事業支援交付金につきましては8万1,000円、合わせて19万1,000円の減額というふうにな

ります。

それから、7ページ、最後、府支出金、府負担金につきましては4万8,000円の減額、これは給付費の減額によるものでございます。

それから、8ページにまいりまして、府支出金、府補助金のほうでも同様の理由によりまして地域支援事業交付金（介護予防事業）で3万5,000円の減額をしております。

7款繰入金につきましては、事業費減によるそれぞれの減額をしております。まず、1目の介護給付費繰入金では4万8,000円、これは町が負担する分を減額しております。それから地域支援事業繰入金も、この地域支援事業に対して町が繰り入れる分の減額3万5,000円、その他一般会計繰入金につきましては、事務費相当で8,000円の増、合わせて7万5,000円の減額をしたというふうになっております。

それから、不足財源につきましては、繰越金を充当といいますか、マイナス充当でございますが、13万3,000円のマイナスになっているというふうなことでございます。

9ページの歳出にまいりまして、まず総務費、総務管理費、一般管理費の中でございますが、介護保険事業計画、継続費のほうで御説明申し上げました委託料につきましては、25年度の請負減によりまして15万7,000円の減をしました。その分を役務費のほうでアンケート調査の実施によります通信運搬費のほうに振り替えをさせていただきました。

それから、総務費、介護認定審査会費のほうでは、認定調査費で当初140人ほどを見させていたideいたんですが、やはり件数が約30件ほど不足するというので、認定調査費で14万5,000円。それから、認定審査会委託負担金につきましては、反対に15万円減額と。これは1件当たり30件で見えておりまして、定額の21万4,000円というのがあるんですが、その定額の減というふうなことで負担金が減ったということでございます。

それから、9ページの下段、保険給付費のほうにまいります。

まず、2目の地域密着型介護サービス給付費、これは平成25年4月から現在、1月が最新の実績になるんですけども、実績としてはゼロでございます。したがって、2月、3月、出てくる可能性はございますが、その分を見込んで66万8,000円の減額。

それから、居宅介護福祉用具購入費、4目につきましては、10万円不足すると見込んでおります。確定分が10件ほどございますが、やはりオーバーして二、三件、2月実績で上がってきております。その分の不足財源を計上しておるところでございます。

10ページにまいりまして、5目の居宅介護住宅改修費13万3,000円、既に8件ほど支出しておりますが、予定の2件分ほど不足してございます。その分を計上しています。

居宅介護サービス計画給付費につきましては、審査件数の増に伴って12万8,000円増というふうな見込みを立てております。

それから、介護給付費、介護予防サービス等諸費のほうでございます。要介護のほうの関係でございますが、介護予防サービス給付費につきましては5万7,000円の微増。それから、介護予防住宅改修費、3目でございますが、これは不足の14万5,000円を増額。それから、介護予防サービス計画給付費につきましては、審査件数の減ということで19万1,000円の減額を計上しているところでございます。

それから、最後、11ページは保険給付費の高額介護サービス費でございます。これも実績に伴いまして3月末までに11万8,000円現予算に不足するという見込みの中で、増額補正をさせていただいております。

それから、高額介護のさらに年間版といいますか、前年度実績の高額医療・高額介護サービス費でございますが、これにつきましては当初見込みの20万円減というふうなことで計上しております。

最後に、地域支援事業でございます。まず、1目で介護予防二次予防事業費ということで17万6,000円の減額ということでございますが、これは外部委託をしてございます。事業については、ころばん塾という業者に委託して事業執行しているわけでございますが、この合理化によりまして、事業の合理化でございますが、17万6,000円を減額。

それから、2目の介護予防一次予防事業費でございますが、これは当初10万4,000円を組ませていただいておりますが、一般事業で十分カバーできるというふうなことで、一般事業への移行によりまして、そのまま減額をさせていただいたところでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第7号、平成25年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第7号、平成25年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

議長（西岡良祐君） 日程第14、議案第8号、平成25年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第8号、平成25年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ40万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,226万2,000円とするものでございます。

提案内容は、過年度保険料還付金の確定に伴います増額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。議案第8号の御説明を申し上げます。

6ページの歳入、繰越金で歳出財源を充当しております。40万円を増額して62万5,000円の補正予算でございます。

それから、歳出、7ページでございますが、諸支出金、償還金及び還付加算金、還付加算金のほうで2万2,000円、それから保険料還付金のほうで37万8,000円を増額しまして、合わせて40万円を補正しております。なお、過年度保険料還付金につきましては、この補正分につきましては22件分が確定いたしましたので、計上しているところでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第8号、平成25年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第8号、平成25年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

議長（西岡良祐君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

第2日目は3月18日午前9時30分から開会します。通知は省略いたします。

本日は御苦労さんでした。

散 会 午後1時40分